

発議第3号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びつくばみらい市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年5月20日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 横田 透

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 今川 英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 栄一

賛成者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江礼生奈

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会会議規則」の一部改正に伴い、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、委員会の欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものです。また、委員会における定足数の定義について明文化を図るため、委員会条例の一部を改正するものです。